

※令和4年9月現在の内容ですので、今後変更になる場合があります。

## 令和5年4月1日に開所予定の認定こども園の皆様へ 年度限定保育事業で4・5歳児室を活用しませんか？

開所後2年程度の4・5歳児枠は、利用希望が少なく、定員が埋まらない傾向があります。横浜市では、この空きスペース等を有効活用し、1、2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。ぜひ、貴保育所においても、ご活用をご検討ください。

### 1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。）

区分	内容
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・4、5歳児室等の空いているスペースを活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。</li><li>・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。</li></ul>
事業実施年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
対象児童	保育所等の利用調整結果「保留」（令和5年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1・2歳児で、次の①②③いずれも該当する方。 ①横浜市内在住の方 横浜市内の保育所等（認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室）で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方もご利用できます。 ②利用期間中も「保留」である方 ③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している方
申込方法等	実施施設に直接申込みます。 【必要な書類】 （1）年度限定保育事業利用申請書（第16号様式） （2）令和5年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し （3）【両面】給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの） （4）（該当者のみ）多子減免届出書（第17号様式） （5）その他、実施施設が求める書類（復職証明書、市民税・県民税(非)課税証明書等） 実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。</li><li>・保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。</li></ul>
利用定員設定	・次ページ「3 段階的な利用定員の設定について」をご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。</li><li>・利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。</li><li>・利用決定にあたっては、横浜市内の保育所等で働く「保育士、看護師、保健師、助産師、准看護師のお子さん」を対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いいたします。</li></ul>

## 2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり（1・2歳児同額）

区分	負担区分	保護者負担額 (上限)	市助成金 (児童1人 あたり月額)	第2子減免対象児童		第3子減免対象児童	
				保護者 負担額 (上限)	市助成金 加算額	保護者 負担額 (上限)	市助成金 加算額
基本保育料 (基本保育時 間11時間) (※1)	A~B	0円	165,000円 (※2)	0円	0円	0円	0円
	C~D2	10,000円	155,000円	5,000円	5,000円	0円	10,000円
	D3~D5	20,000円	145,000円	10,000円	10,000円	0円	20,000円
	D6~D8	30,000円	135,000円	15,000円	15,000円	0円	30,000円
	D9~D11	40,000円	125,000円	20,000円	20,000円	0円	40,000円
	D12~D14	50,000円	115,000円	25,000円	25,000円	0円	50,000円
	D15~D27	60,000円	105,000円	30,000円	30,000円	0円	60,000円
延長保育(30分あたり)		1,700円	1,700円	850円	850円	0円	1,700円
間食代		2,500円	—	2,500円	—	2,500円	—
夕食代		7,500円	—	7,500円	—	7,500円	—

(※1) 短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間(11時間)の利用が可能です。

(※2) 施設等利用費の代理受領分が含まれています。

## 3 段階的な利用定員の設定について

段階的な利用定員の設定をして、定員区分を下げることにより、公定価格の単価が上がります。

年度限定を実施する保育所については、段階的に利用定員を上げて、認可定員と一致する「段階的な利用定員の設定」を行うことができます。段階的な利用定員の設定をした場合は次年度以降、利用定員変更の手続きが必要です。(書類提出先：こども青少年局こども施設整備課)

「利用定員」は、「認可定員」と一致することを基本とし、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。(子ども・子育て支援法 第31条第2項)

### 利用定員設定の参考例

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、  
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室の一部で「年度限定利用児童」を受け入れた場合の  
利用定員の設定例です。

(2・3号の認可定員30名の場合の段階的な利用定員の設定例)

	3号認定			2号認定			合計	公定価格の 定員区分
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
認可定員	0	4	5	7	7	7	30	
利用定員(基本)	0	4	5	7	7	7	30	21~30人まで
利用定員の 設定例	1年目	0	4	5	7	2	20	11~20人まで
	2年目	0	4	5	7	7	2	25

※3年目は認可定員と利用定員を一致させます。

#### 4 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市（区役所）	実施施設
R4年 10月	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)
12月	最終意向確認	4・5歳児の申請状況を把握し、実施に向けた最終調整を行います。
R5年 1月	下旬: 1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	上旬: 年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（園所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。
3月	上旬: 2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日～ 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日: 保育開始

#### <参考> 1年間のスケジュール（利用開始4/1～）

	実施施設	横浜市
R5.4月	保育の提供 補助金交付申請 補助金の請求（四半期ごと） 4～6月分：7月、7～9月分：10月 10～12月分：1月に請求	補助金交付決定 補助金の支払い
R6.4月	事業実績報告 補助金の請求 1～3月分：4月に請求	補助金額確定通知 補助金の支払い
夏ごろ	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（確定申告後）	

#### 【事業についてのお問い合わせ先】

横浜市こども青少年局 保育対策課 年度限定担当；木村、星、渡部、齋藤  
TEL 045-671-4469

#### 【実施届の提出先】

実施保育所の所在する各区こども家庭支援課